



Tri>Stage

株 主 各 位

証券コード 2178

平成23年5月9日

東京都港区芝公園二丁目4番1号
株式会社トライステージ
代表取締役CEO 妹尾 勲

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災で被害に遭われた株主の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年5月23日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館 2階 ローブルーム
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第5期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、
インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tri-stage.jp/>）
に掲載させていただきます。
- ◎当日は本株主総会終了後、芝パークホテル別館2階ローズルームにて株主懇親
会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し基調が現れたものの、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念、海外景気の下振れ懸念など景気を下押しするリスクが払拭できず、依然として厳しい状況にありました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達と定着も相まって、依然として拡大基調が続いているものの、その市場規模が拡大したことから、伸長率は鈍化傾向となっております。

このような市場環境の下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりましたが、その一部についての的確なソリューションが果たせなかったこと、また、当事業年度後半よりテレビCM市場が活況になり、テレビCM枠の市場価格が想定を上回ったため、見込み通りの仕入れが果たせなかったこと等の理由により当社の収益性が低下しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、以下のとおりとなりました。

(売上高)

当社の既存顧客企業、新規顧客企業のテレビ通販事業は総体的に堅調に推移し、バリューチェーンの各局面での取扱が、前事業年度に引き続き増加しました。加えて、新規顧客企業に対する成長支援を積極的に行い、新規顧客企業との取引が増加しました。この結果、当事業年度の売上高は37,572,063千円(前期比9.7%増)となりました。

(売上総利益)

上記理由により、当社の収益性が低下した結果、当事業年度の売上総利益は4,526,345千円（前期比6.8%減）となりました。主な売上原価の内容は、媒体費28,542,322千円（前期比11.2%増）、外注費4,233,380千円（前期比25.9%増）であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,302,227千円（前期比5.2%増）となりました。主な内容は、人件費651,091千円（前期比11.4%増）、地代家賃122,450千円（前期比38.5%増）、旅費及び交通費78,494千円（前期比39.4%増）、業務委託費64,500千円（前期比10.1%減）であります。

(営業利益)

上記の結果、当事業年度の営業利益は3,224,118千円（前期比10.9%減）となりました。

(営業外収益、営業外費用)

当事業年度の営業外収益は13,106千円（前期比248.3%増）、営業外費用は88千円（前期比5.5%増）となりました。営業外収益の主な内容は、受取利息9,181千円（前期比203.7%増）であります。

(経常利益)

上記の結果、当事業年度の経常利益は3,237,135千円（前期比10.6%減）となりました。

(特別利益、特別損失)

当事業年度の特別損失は357千円となりました。これはパソコン等の入れ替えに伴う固定資産除却損357千円であります。特別利益はありません。

(当期純利益)

税引前当期純利益3,236,778千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計1,327,969千円を差引後、当事業年度の当期純利益は1,908,808千円（前期比9.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は18,861千円であります。これは主にサーバー・パソコン・事務機器等の購入12,663千円、ソフトウェアの購入6,000千円によるものであります。また、パソコン等の入れ替えに伴う固定資産除却損は357千円となりました。

③ 資金調達の状況

ストック・オプションの行使に伴う株式の発行により、6,118千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (平成20年2月期)	第 3 期 (平成21年2月期)	第 4 期 (平成22年2月期)	第 5 期 (当事業年度) (平成23年2月期)
売 上 高 (千円)	19,987,633	25,221,340	34,253,370	37,572,063
経 常 利 益 (千円)	1,039,058	2,011,353	3,622,279	3,237,135
当 期 純 利 益 (千円)	584,452	1,150,979	2,110,087	1,908,808
1株当たり当期純利益 (円)	266.96	487.82	282.04	254.10
総 資 産 (千円)	3,740,171	6,457,579	9,616,483	10,988,043
純 資 産 (千円)	1,110,538	3,365,441	5,482,178	7,396,956
1株当たり純資産額 (円)	507.26	1,351.98	731.20	982.94

- (注) 1. 当社は、平成20年2月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、第2期の1株当たり当期純利益金額については、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
2. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、第4期の1株当たり当期純利益金額については、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
3. 1株当たり当期純利益金額は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達と定着も相まって、近年成長を続けており、当社にとって大きなビジネスチャンスとなっております。このような状況の下、当社は以下の事業成長戦略を掲げ当社の業績拡大を図るとともに、経営管理体制の強化を図ってまいります。

① 既存事業拡大への取組

当社の得意分野であるテレビショッピング実施企業へのソリューションの提供において、既存顧客企業との取引規模の拡大及び新規顧客企業の開拓を通じて、更なる事業の拡大を目指してまいります。

顧客企業については、これまでテレビを使用したダイレクトマーケティングを実施していない業種領域の企業の開拓及び取引規模の拡大を、メディア枠については引き続きテレビCM枠の取引規模の拡大を、積極的に実施してまいります。

② ソリューションサービス強化への取組

当社は現在、主要な収益要素であるメディア枠の提供に加え、表現物（テレビ番組・テレビCM等）の企画制作、コールセンターオペレーションの規模を拡大しつつ、商品開発、情報加工、物流・決済業務、顧客管理の各種ソリューションサービスにおいて、実績を積み重ねております。

今後も、顧客企業へのトータルソリューションサービスを実践するために、情報加工、物流・決済業務、顧客管理コンサルティング、商品企画について品質を向上させ、当社が提供するサービス領域を伸張させることによって、顧客企業の持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

③ クロスメディア展開推進への取組

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、いわゆるマス4媒体と言われるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌を使用したダイレクトマーケティングに加え、PC、モバイル、スマートフォン等の各種インターネットメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。

今後も当社が得意とするテレビ番組及びテレビCM放送枠の開発・確保に加え、ラジオ、各種インターネットメディア、新聞、雑誌、店頭等、新たなメディア領域の開発・確保を積極的に推進し、提供するメディア領域を拡大し、テレビ番組・テレビCMとのシナジーを活かすことによって、顧客企業の持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

④ 人材の確保、育成及び定着

当社が実施するソリューションサービスは、経験に裏打ちされたスキルとノウハウに頼る部分が大きいため、最大の経営資源は人材であると考えています。よって、積極的に優秀な人材を確保するとともに、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成を推進してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

急速な事業拡大を踏まえ、人員増強、育成及び組織増強等への対応を進め、内部統制を強化することにより、コンプライアンスをより徹底させるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年2月28日現在）

当社は、主にダイレクトレスポンス手法（注1）により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング（注2）実施企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠（注3）の提供に加え、当該実施企業の要望に応じて商品開発、テレビ番組制作をはじめとする各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

（注1）ダイレクトレスポンス手法：例えばテレビショッピングやインターネットショッピング等、メディアに電話番号やURLを明示し、消費者より直接明示先に連絡を受けることにより、商品あるいはサービスを即時的に受注・販売することができる販売手法。

（注2）ダイレクトマーケティング：（注1）に定義するダイレクトレスポンス手法に加え、電話によるテレビマーケティング、eメールによるメールマガジンの送付等、消費者に商品あるいはサービスを発注・購入してもらうための直接型・対話型のコミュニケーション手法。

（注3）メディア枠：当社が仕入れ、顧客企業に販売する、テレビ、ラジオにおける番組放送枠やCM放送枠、新聞、雑誌、インターネット、モバイル等における広告掲載枠の総称。

(6) 主な営業所（平成23年2月28日現在）

本	社	東京都港区
---	---	-------

(7) 使用人の状況（平成23年2月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	31名増	32.3歳	2.2年

(注) 使用人数が当事業年度において31名増加しましたのは、主に業容拡大に伴う期中採用及び、臨時従業員（派遣社員）の正社員への雇用切り替えによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成23年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,525,500株
 (3) 株主数 1,159名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
丸田 昭雄	1,643,100株	21.8%
中村 恭平	1,643,100株	21.8%
妹尾 勲	1,418,100株	18.8%
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド 常任代理人 香港上海銀行東京支店	555,800株	7.4%
小杉 誠	372,000株	4.9%
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	209,300株	2.8%
グローバル・ブレイン株式会社	176,300株	2.3%
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	75,900株	1.0%
BANQUE PRIVEE EDMOND DE ROTH SCHILD EUROPE-CLIENTS 常任代理人 香港上海銀行東京支店	68,600株	0.9%
BANK OF NEW YORK GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	66,500株	0.9%

(注) 持株比率は自己株式(147株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況（平成23年2月28日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成23年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	妹 尾 勲	クロスメディア営業部及びメディア部管掌
代表取締役COO	丸 田 昭 雄	営業統括部、第1営業部、第2営業部、第3営業部、営業推進部及び経営管理部管掌
取締役	海老根 智 仁	株式会社オプト取締役会長
取締役相談役	中 村 恭 平	
常勤監査役	鈴 木 良 治	
監査役	百 合 本 安 彦	グローバル・ブレイン株式会社代表取締役
監査役	藤 井 幹 晴	弁護士

- (注) 1. 取締役海老根智仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木良治氏、監査役百合本安彦氏及び監査役藤井幹晴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役鈴木良治氏は、会社の経理部門担当役員としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役百合本安彦氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家として相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤井幹晴氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 当社は、監査役鈴木良治及び監査役藤井幹晴の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	4名 (1)	73,320千円 (4,320千円)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	2名 (2)	13,545千円 (13,545千円)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	6名 (3)	86,865千円 (17,865千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成19年5月25日開催の第1回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成18年3月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役百合本安彦氏は無報酬のため、監査役の人数に含めておりません。
4. 当事業年度は、取締役及び監査役に対し役員賞与は支給しておりません。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役海老根智仁氏は、株式会社オプトの取締役会長を兼務しております。当社は株式会社オプトとの間に、当事業年度において事業上の取引関係はありません。

監査役百合本安彦氏は、グローバル・ブレイン株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、グローバル・ブレイン株式会社は、当社株式を平成23年2月28日現在2.3%保有する株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 海老根 智 仁	当事業年度に開催された取締役会23回のうち15回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 鈴木 良 治	当事業年度に開催された取締役会23回のうちすべてに出席し、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において取締役の職務全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果しております。
監査役 百合本 安 彦	当事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤 井 幹 晴	当事業年度に開催された取締役会23回のうちすべてに出席し、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役海老根智仁氏は法令が定める額を上限としております。監査役鈴木良治氏、百合本安彦氏及び藤井幹晴氏は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号／会社法施行規則第100条第1項第4号)

1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トリステージ行動指針」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役CEOがその精神を従業員に反復伝達します。
2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
4. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、経営管理部を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号／会社法施行規則第100条第3項第2号)

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役CEOと監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能とするが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとします。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取り締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

貸借対照表

(平成23年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,750,496	流 動 負 債	3,563,195
現金及び預金	6,561,041	買掛金	2,866,839
売掛金	4,167,770	未払金	113,088
前払費用	12,991	未払費用	22,603
繰延税金資産	87,516	未払法人税等	537,400
その他	2,509	未払消費税等	23,017
貸倒引当金	△81,332	前受金	245
固 定 資 産	237,546	固 定 負 債	27,891
有形固定資産	82,685	退職給付引当金	27,891
建物	48,308	負債合計	3,591,086
工具、器具及び備品	34,376	純 資 産 の 部	
無形固定資産	28,413	株 主 資 本	7,396,956
ソフトウェア	28,413	資 本 金	633,702
投資その他の資産	126,447	資 本 剰 余 金	623,702
差入保証金	103,083	資 本 準 備 金	623,702
長期前払費用	307	利 益 剰 余 金	6,139,778
繰延税金資産	23,056	その他利益剰余金	6,139,778
		繰越利益剰余金	6,139,778
		自 己 株 式	△226
資 産 合 計	10,988,043	純 資 産 合 計	7,396,956
		負債純資産合計	10,988,043

損 益 計 算 書

(平成22年3月1日から)
(平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,572,063
売 上 原 価		33,045,717
売 上 総 利 益		4,526,345
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,302,227
営 業 利 益		3,224,118
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,181	
助 成 金 収 入	3,850	
そ の 他	74	13,106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
為 替 差 損	63	88
経 常 利 益		3,237,135
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	357	357
税 引 前 当 期 純 利 益		3,236,778
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,303,006	
法 人 税 等 調 整 額	24,963	1,327,969
当 期 純 利 益		1,908,808

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から)
(平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備	本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
前 期 末 残 高	630,642	620,642	620,642	4,230,970	4,230,970	△77	5,482,178	5,482,178
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	3,059	3,059	3,059				6,118	6,118
当 期 純 利 益				1,908,808	1,908,808		1,908,808	1,908,808
自 己 株 式 の 得						△148	△148	△148
当 期 変 動 額 合 計	3,059	3,059	3,059	1,908,808	1,908,808	△148	1,914,778	1,914,778
当 期 末 残 高	633,702	623,702	623,702	6,139,778	6,139,778	△226	7,396,956	7,396,956

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 3～18年
工具、器具及び備品 : 3～15年
- ② 無形固定資産 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 会計方針の変更 該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 82,785千円

(2) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約極度額	1,500,000千円
借入実行額	—
差引額	1,500,000千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,497,600株	27,900株	—株	7,525,500株

(注) 発行済株式総数の増加27,900株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	72株	75株	—株	147株

(注) 自己株式の増加75株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成23年5月24日開催予定の第5期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月24日定時株主総会	普通株式	剰余金	150,507	20	平成23年2月28日	平成23年5月25日

(4) 新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,600株	1,800株	3,300株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	40,755千円
貸倒引当金	33,094千円
その他	13,666千円
計	87,516千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	11,348千円
研究開発費否認	11,707千円
計	23,056千円

繰延税金資産の純額 110,572千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、営業保証金と敷金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、新規取引先等の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務については、手許流動性を一定レベルに維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,561,041	6,561,041	—
(2) 売掛金 貸倒引当金	4,167,770 △81,332 4,086,438	4,086,438	—
(3) 差入保証金	103,083	102,051	1,032
資産計	10,750,563	10,749,530	1,032
(4) 買掛金	2,866,839	2,866,839	—
(5) 未払金	113,088	113,088	—
(6) 未払法人税等	537,400	537,400	—
負債計	3,517,328	3,517,328	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 982円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 254円10銭 |

7. 退職給付関係に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。
- (2) 退職給付債務に関する事項
(平成23年2月28日現在)
- | | |
|---------|----------|
| 退職給付債務 | 27,891千円 |
| 退職給付引当金 | 27,891千円 |
- (注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。
- (3) 退職給付費用に関する事項
- | | |
|--------|----------|
| 勤務費用 | 10,940千円 |
| 退職給付費用 | 10,940千円 |
- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

8. ストック・オプション等に関する注記

- (1) ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
当社はストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。
- (2) ストック・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名	社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注) 1	普通株式 179,700株	普通株式 6,900株	普通株式 23,700株
付与日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	平成19年2月28日

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定条件 (注) 2	<p>新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。</p>	<p>新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。</p>	<p>新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。</p>
対象勤務期間 (注) 2	<p>自 平成18年9月29日 至 平成21年8月7日</p>	<p>自 平成18年9月29日 至 平成21年8月7日</p>	<p>自 平成19年2月28日 至 平成21年8月7日</p>

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使期間	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p>

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
	ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。	ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。	ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
	ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。	ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。	ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

(注) 1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当事業年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(3) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末残	112,500	5,400	18,300
付与	—	—	—
失効	13,800	—	1,500
権利確定	34,200	1,800	5,400
未確定残	64,500	3,600	11,400
権利確定後 (株)			
前事業年度末残	15,000	—	1,200
権利確定	34,200	1,800	5,400
権利行使	24,600	—	3,300
失効	—	—	—
未行使残	24,600	1,800	3,300

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円) (注)	174	174	557
権利行使時平均株価 (円)	1,804	—	1,900
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

(4) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は109,248千円であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年4月20日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 英 志 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライステージの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月27日

株式会社トライステージ 監査役会

常勤監査役 鈴木 良 治 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 百合本 安 彦 ㊟

社外監査役 藤 井 幹 晴 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財務状態を勘案し、適切な利益還元策を検討し実施する必要があると考えております。この配当方針に基づき、第5期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は150,507,060円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年5月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	セノオ イサオ 妹尾 勲 (昭和35年9月25日生)	昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年3月 当社取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任 (現任) (現在に至る) (担当) メディア部管掌 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	1,418,100株
2	マルタ アキオ 丸田 昭雄 (昭和44年1月22日生)	平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任 (現任) (現在に至る) (担当) 営業統括部、第1営業部、第2営業部、営業推進部及び経営管理部管掌 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	1,643,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	エヒ ^ニ ネ トモヒト 海老根 智 仁 (昭和42年8月30日生)	<p>平成3年4月 株式会社大広入社</p> <p>平成11年9月 株式会社オプト入社</p> <p>平成13年3月 同社代表取締役COO就任</p> <p>平成18年1月 同社代表取締役CEO就任</p> <p>平成18年6月 eMFORCE INC. 代表取締役会長 就任</p> <p>平成19年1月 北京欧芙特信息科技有限公司 董事長就任 (現任)</p> <p>平成19年11月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>平成20年3月 株式会社オプト代表取締役 社長CEO就任</p> <p>平成21年3月 株式会社オプト取締役会長 CSO就任</p> <p>平成22年3月 株式会社オプト取締役会長 就任 (現任)</p> <p>平成22年3月 株式会社モブキャスト取締役 就任 (現任)</p> <p>平成23年4月 eMFORCE INC. 取締役会長就任 (現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) 該当事項はありません。</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社モブキャスト取締役 株式会社オプト取締役会長</p>	300株
4	ナカムラ キョウヘイ 中 村 恭 平 (昭和43年12月26日生)	<p>平成3年4月 株式会社大広入社</p> <p>平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト 入社、DRS事業部設立、プロデ ューサー就任</p> <p>平成18年3月 当社代表取締役就任</p> <p>平成18年12月 当社代表取締役CMO就任</p> <p>平成22年4月 当社取締役CMO就任</p> <p>平成22年5月 当社取締役相談役就任 (現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) 該当事項はありません。</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	1,493,100株

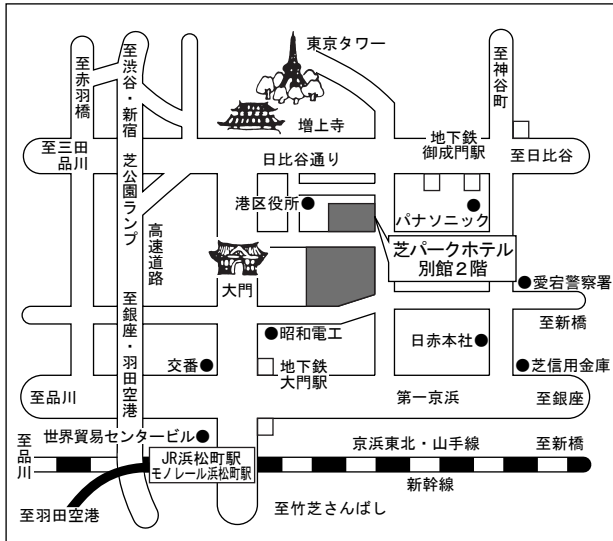
- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者海老根智仁氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての就任期間及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
海老根智仁氏は、同氏が取締役会長を務める株式会社オプトでの経歴及び同社役員としての経験を活かして、当社の経営全般に助言していただくべく、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役としての就任期間
海老根智仁氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。当社は、海老根智仁氏との間で同契約を締結しており、本議案が承認可決され、海老根智仁氏が社外取締役として再任された場合は、当社と同氏との間で責任限定契約を継続する予定です。

以 上

第5期定時株主総会会場ご案内略図

ところ 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館 2階 ローズルーム

でんわ 03-3433-4141 (代表)



交通：都営三田線「御成門駅」（A2出口）より徒歩3分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」（A6出口）より徒歩5分
JR「浜松町駅」（北口）より徒歩10分

◎当日は本株主総会終了後、芝パークホテル別館2階ローズルームにて株主懇親会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。